

炭酸検第189号
平成18年1月20日

本 社
J A S 認定工場 御中

財団法人日本炭酸飲料検査協会
会 長 中 野 賢 一
(公印省略)

改正 J A S 法・改正 J A S 規格等説明会の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から認定業務の推進についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）の一部を改正する法律（平成17年6月22日法律第67号。以下「改正法」という。）が公布され、平成18年3月1日から施行されることとなりました。

この改正法が施行されますと、現在の登録認定機関（本会）は、新たに農林水産大臣の登録を受け直すことが必要となり、さらに、本会の現在の認定製造業者（認定工場）についても改正法の施行日である平成18年3月1日から平成21年3月1日の3年間の間に、新たに農林水産大臣から登録を受け直した本会に対して、認定申請を行い、認定を受け直すことが必要となりました。

この認定を受け直す際においては、現在の品質管理責任者及び格付担当者（以下「品質管理責任者等」という。）が認定の技術的基準に定める資格要件を満たしているかどうかについて、改めて審査を行うこととなりますが、現在の品質管理責任者等（一般講習会及び専門講習会修了者に限る。）に対しては、今回の改正法の内容を含む J A S 制度全般に関する科目についての講習を受講することをもって、資格要件が満たされたものとして取り扱われることとなりました。

したがって、現在の品質管理責任者等は、申請を行う前までに、改正 J A S 法の説明会に参加し、資格を取得する必要があります。

改正 J A S 法の説明会としては、

（平成17年度開催）

平成17年8月に行われた4団体主催の説明会

同9月に行われた J A S 協の一般講習会

同9月に本会と（社）日本果汁協会の共催で実施した専門講習会

J A S 協会主催で実施した「平成17年度 改正 J A S 法説明会」

平成17年12月以降に開催される本会の「改正 J A S 法等説明会」

（平成18年度以降）

平成18年度に実施される J A S 協会主催の「平成18年度 改正 J A S 法説明会」

平成18年度以降に実施される J A S 協の一般講習会及び本会と（社）日本果汁協会

の共催で実施する専門講習会

が該当し、この説明会のいずれかに参加すれば資格を有することとなります。

また、平成 17 年度においては、炭酸飲料、果実飲料及び豆乳類の J A S 規格及び品質表示基準が改正され、または改正されることとなっています。

改正 J A S 規格には、食品添加物や食品添加物以外の原材料等について、使用制限等が導入されるなど、製造に当たっては、十分な注意が必要となります。

このため、品質管理責任者等に対する資格付与、炭酸飲料、果実飲料及び豆乳類の格付の適正な推進及び認定申請製造業者の円滑な認定申請に資するため、下記により説明会を開催いたしますので、大勢の方々に（各社 1 名は必ず出席をお願いします。）ご参加いただきますようお願いいたします。

別添の参加申込書は、平成 18 年 2 月 3 日（金）までに、F a x 又は郵送でお申し込み下さるようお願いいたします。

敬具

記

1. 期日及び会場

(独立行政法人農林水産消費技術センター 小樽センターの管轄区域)
平成 18 年 2 月 14 日（火） 13 時～17 時まで（12 時 30 分より受付）
ホテルサッポロメッツ 2F 会議室
札幌市北区北 17 条西 5 丁目-20 電話：011-726-5511

(独立行政法人農林水産消費技術センター 仙台センターの管轄区域)
平成 18 年 2 月 20 日（月） 13 時～17 時まで（12 時 30 分より受付）
ホテルサンルート仙台 3F 萩の間
仙台市青葉区中央 4-10-8 電話：022-262-2323

(独立行政法人農林水産消費技術センター 名古屋センターの管轄区域)
平成 18 年 2 月 24 日（金） 13 時～17 時まで（12 時 30 分より受付）
つちやホテル 3F 双鶴C
名古屋市中村区則武 2-16-2 電話：052-451-0028

(独立行政法人農林水産消費技術センター 神戸センターの管轄区域)
平成 18 年 2 月 14 日（火） 13 時～17 時まで（12 時 30 分より受付）
チサンホテル神戸 桜の間
神戸市中央区中町通 2-3-1 電話：078-341-8111

(独立行政法人農林水産消費技術センター 岡山センターの管轄区域)
平成 18 年 2 月 20 日（月） 13 時～17 時まで（12 時 30 分より受付）
岡山全日空ホテル 曲水の間
岡山市駅元町 15-1 電話：086-898-1111

(独立行政法人農林水産消費技術センター 門司センターの管轄区域)
平成18年2月28日(火) 13時~17時まで(12時30分より受付)
八重洲博多ビル ホールB
福岡市博多区博多駅東2-18-30 電話:092-472-2889

3. 議 題

- | | |
|--|---------------|
| (1) 開会 | 13時00分 |
| (2) 炭酸飲料、果実飲料及び豆乳類の改正JAS規格及び改正品質表示基準について | 13時10分~14時10分 |
| (3) 改正JAS法について | 14時30分~15時30分 |
| (4) 登録申請に係る事務処理と手続き | 15時30分~16時30分 |
| (5) 証書授与 | 16時30分~16時40分 |
| (6) 閉会 | 16時50分 |

注:各社1名は(1)の開会から必ず出席してください。その他の方で、資格を取得した
いは、(3)以降の会議から出席しても差し支えありません。

改正 J A S 法・改正 J A S 規格等説明会参加申込書
(申込期限 平成 18 年 2 月 3 日 (金))

認定製造業者名

認定工場名

F a x 番号

会場名 (いずれかに○印を付してください。)

① 札幌 ② 仙台 ③ 名古屋 ④ 神戸 ⑤ 岡山 ⑥ 福岡

参加者 (本籍地は、都道府県名を記入すること。)

(修了証を作成しますので、楷書でお書き下さい。)

氏名 _____ 生年月日 _____ 本籍地 _____
参加時間 ① 13 時から ② 14 時 30 分から

氏名 _____ 生年月日 _____ 本籍地 _____
参加時間 ① 13 時から ② 14 時 30 分から

氏名 _____ 生年月日 _____ 本籍地 _____
参加時間 ① 13 時から ② 14 時 30 分から

氏名 _____ 生年月日 _____ 本籍地 _____
参加時間 ① 13 時から ② 14 時 30 分から

氏名 _____ 生年月日 _____ 本籍地 _____
参加時間 ① 13 時から ② 14 時 30 分から